

官公需法に基づく「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

平成30年9月
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条に基づき、毎年度、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、閣議決定しているもの。

1. 国等の中小企業者向け契約の実績及び目標

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約の実績及び目標

	平成29年度実績	平成30年度目標
官公需総額	7兆4,951億円	7兆3,110億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	3兆8,251億円	4兆294億円
中小企業・小規模事業者向け契約比率	51.0%	55.1%

(参考) 官公需法制定時（昭和41年度）の実績比率は25.9%。

(2) 創業10年未満の新規中小企業者向け契約の実績及び目標

<目標>

官公需総額に占める割合を、平成26年度（推計1%）と比べ、達成期限を設けず倍増の水準を目指し、平成27年度～平成29年度までの実績を上回るよう努める。

<実績>

平成29年度 契約実績 997億円 1.33%

2. 平成30年度に新たに講ずる主な措置

(1) 「働き方改革」に対応する取組

年度末集中による長時間労働是正のための発注時期の平準化やその実態把握、相談体制の活用、地方公共団体との連携を進める。

(2) 平成30年7月豪雨に対する対応

本年7月に発生した西日本を中心とする記録的豪雨において、被災した中小企業者に対する適切な対応、配慮。